**医薬品の分類**

*ドラッグレター　2016年　１０月号*



日々健康に過ごすためには、**自分の健康は自分で守ること**を

意識し、積極的に健康管理にかかわることが大切です。まずは普段から

**「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養」**を心掛け、

もとから備わっている**自然治癒力**を高めておきましょう。

しかし、時には風邪や腹痛、軽いけがなどの体調不良を起こすこともあります。

そんなときは、医薬品の力を借りましょう。医薬品には、処方せんが必要な

**医療用医薬品**と、処方せんが必要ない**ＯＴＣ医薬品（要指導医薬品、一般用医薬品）**があります。

**医療用医薬品について**

**医師**から交付された**処方せん**を**交付日を含め４日以内**に**薬局**に持っていき、**薬剤師**から**説明を受けながら受け取る医薬品**です。　（この仕組みのことを**医薬分業**といいます）

**ＯＴＣ医薬品について**

**ＯＴＣ**は、**”Over The Counter”**の略で、

**「薬局のレジのカウンター越しに買える薬」**という意味です！

**要指導医薬品**

**薬局**や**ドラッグストア**で購入でき、**処方せんは必要ありません**。購入の際には、**薬剤師**から

**書面による説明**を受けることが義務付けられています。要指導医薬品は、**医療用医薬品**が**一般用**

**医薬品**として販売された後、3年を過ぎていないものや劇薬が該当します。

**一般用医薬品**

**薬局**や**ドラッグストア**で購入でき、**処方せんは必要ありません**。安全性により第1類～第3類に

分類されています。第2、3類医薬品は**薬剤師**だけでなく**登録販売者**からも購入することができます

ＯＴＣ医薬品の分類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 医薬品分類 | 対応する専門家 | 購入者への説明 | 購入者からの相談への対応 | ネット購入 |
| **要指導医薬品** | 薬剤師 | 書面で情報提供を受ける（義務） | 必ずしてもらえる | できない |
| **第1類医薬品** | できる |
| **第2類医薬品** | 薬剤師または登録販売者 | 努力義務 |
| **第3類医薬品** | 法律上の規定なし |

ＯＴＣ医薬品は、**軽度なけがや病気に伴う症状の改善**など目的とする医薬品で、**薬剤師**や**登録販売者**

から提供された情報にもとづき、最終的に**自らの判断で購入し、自らの責任で使用する**医薬品です。

購入前でも購入後でも、**わからないことがあれば薬剤師や登録販売者に気軽に相談**しましょう。

日本学校保健会　<http://www.hokenkai.or.jp/iyakuhin/05.pdf>

作成・発行元